

「国勢調査」の対応例

今年は5年ごとに行われる「国勢調査」の実施年であるため、9月23日から10月10日まで、調査員が各世帯を訪問して調査票の配布・回収を行います。

賃貸住宅のオーナー様においては、調査員よりオートロック賃貸住宅への立入りや入居者への協力呼び掛けについて、ご協力をお願い受けることがあると思います。

この調査期間中は、調査員からオーナー様に対して、「どうしても入居者がつかまらないので、**号室の入居者の氏名と連絡先を教えてください」等の要請がありません。

今年4月から個人情報保護法が施行されていますが、入居者の氏名や連絡先を調査員に教えてよいのかについて、総務省統計局から次の回答を得ました。（「A」が総務省の担当者）

Q: 入居者の連絡先等を調査員に教えてもよいのですか。

A: 国勢調査は統計法に基づく調査ですから、「連絡先等を調査員に教える」ことについてあらかじめ本人（入居者）の同意を得ておく必要はありません。

個人情報保護法は23条1項で「あらかじめ本人の同意を得ずに、個人情報を第三者に提供することを原則禁止」していますが、同条1項1号において「法令に基づく場合は適用除外」と定めています。

統計法17条は「指定統計調査を実施する際に調査、報告その他の協力を求めることができる」旨、また、国勢調査令9条は「不在等の事由により調査員調査（面談調査）ができない場合は、聞き取り調査をすることができる」旨を定めています。

Q: 調査員に連絡先等を教えたことについて入居者からクレームがあった場合、個人情報保護法の概要や統計法の規定等を説明し、オーナー様の対応に落ち度がないことを分かってもらうのは大変です。簡単な方法はありませんか。

A: 賃貸住宅の管理会社やオーナー様が不在者の氏名や連絡先を調査

員に教えるのは正当な行為という説明書きを総務省の国勢調査Q & Aのページに掲載しております。クレームがあった場合等は、このページをご参考にして下さい。 <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/qa.htm>

Q: 調査員から不在入居者の連絡先等について問い合わせがあったとき、その人が本当の調査員であると確認する方法を教えてください。

A: 地理的に距離が近ければ、調査員に来てもらって確認する方法がよいと思われます。

オーナー様が遠方におられ(徒歩で行かれない程度)、電話でやりとりした方が効率的である場合は、調査員から「氏名」と「調査区番号」を聞き、その調査地域の市区町村(国勢調査担当)に問い合わせ確認して下さい。

学生ハウジングでは、調査員からの要請もしくは直接入居者の連絡先等を教えてほしいという依頼には、万が一の情報漏洩から発生する問題を考え、お断りしており各入居者に直接、訪問・調査していただくようお願いしております。

<参考:平成17年の国勢調査の意義>-----

人口構造の大きな転換期にあるいま、17年国勢調査により、各種施策の最も基礎となる人口・世帯について最新の実態が明確になります。

今回の調査からは、

- ・世帯規模の縮小や単身世帯の増加等を明らかにする世帯構造に関する統計
 - ・高齢化の進行や出生率の低下等を明らかにする男女・年齢に関する統計
 - ・雇用環境の変化等を明らかにする就業状態に関する統計
- などが全国の市町村レベルで得ることができます。

日本賃貸住宅管理協会メールマガジンより抜粋